

化審法の施行状況について

2019年2月12日(火)／25日(月)
環境省大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課 化学物質審査室

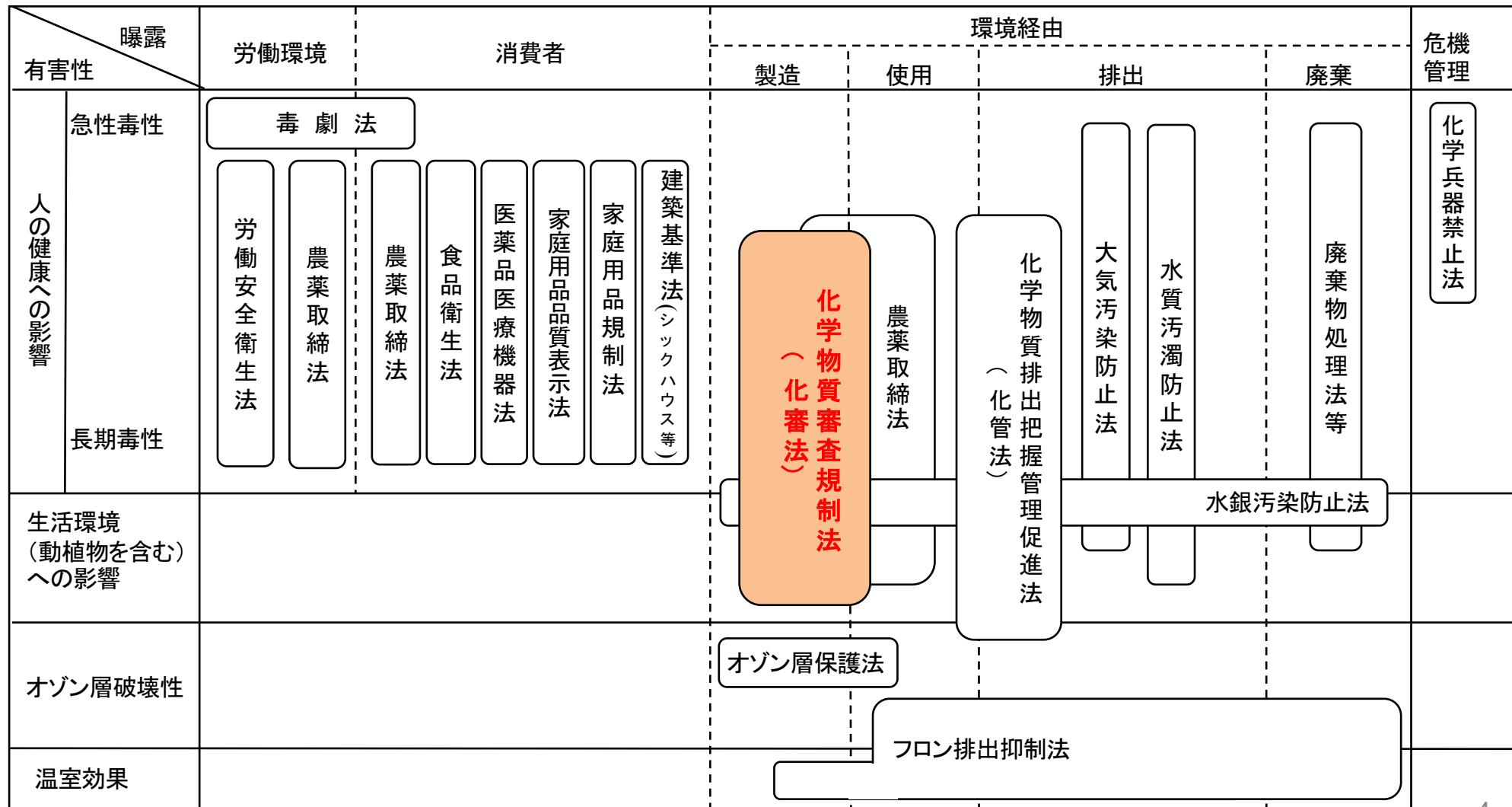
<目次>

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の概要
- ② 化審法の施行状況
- ③ 改正化審法の施行状況
- ④ POPs条約への対応
- ⑤ その他

① 化学物質審査規制法(化審法)の概要

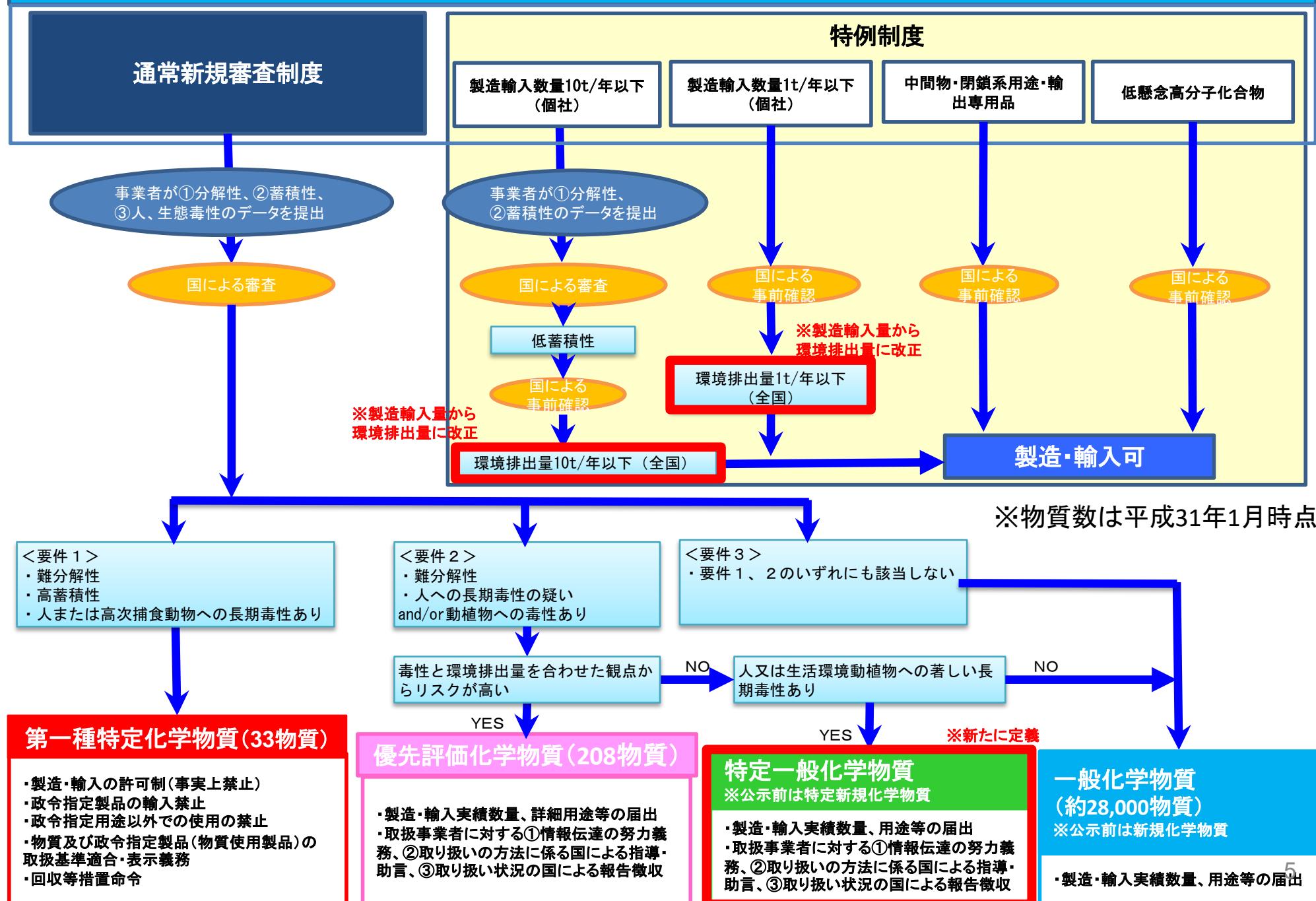
我が国の化学物質規制における化審法の位置づけ

- 我が国における化学物質規制では、暴露経路やライフサイクルの段階に応じて様々な法律により管理が行われている。
- 化審法は、環境を経由した人への長期毒性や生活環境・生態系への影響への評価を対象としている。



化審法の新規化学物質の事前審査制度の概要

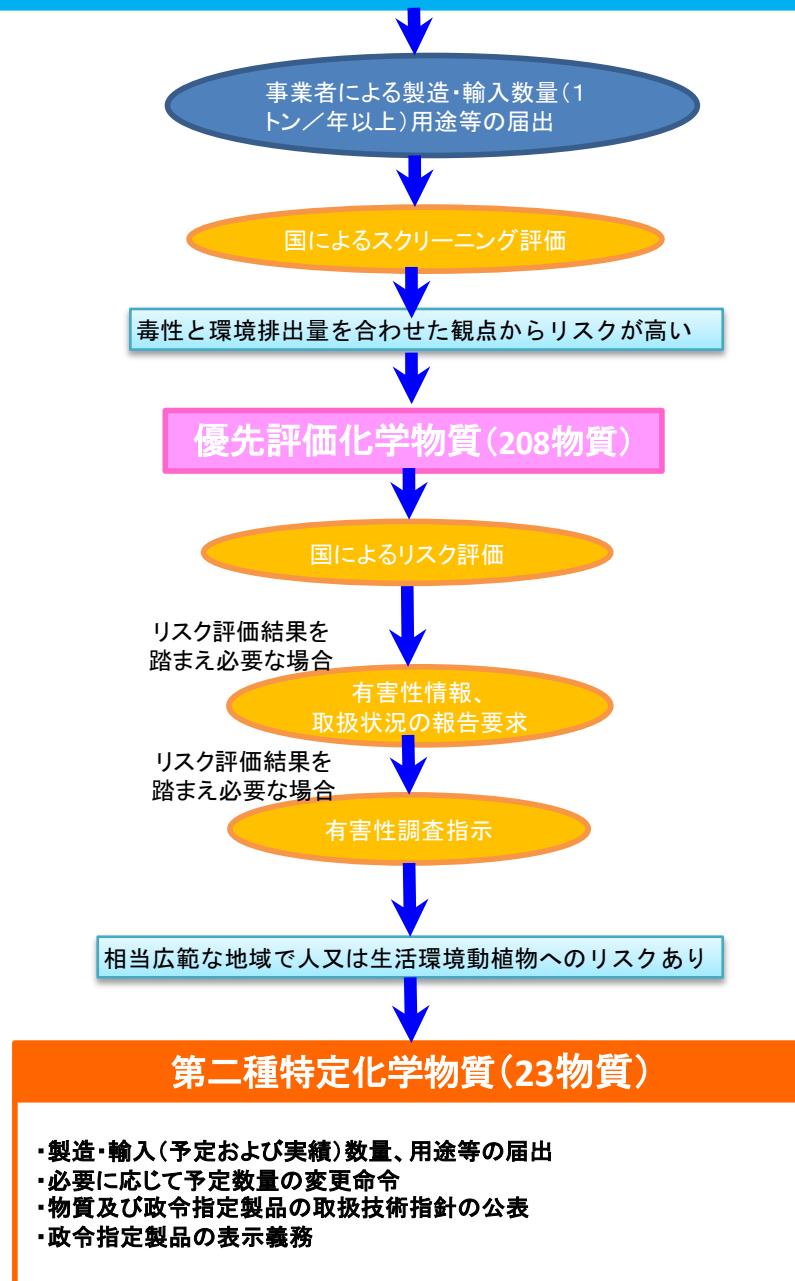
新規化学物質



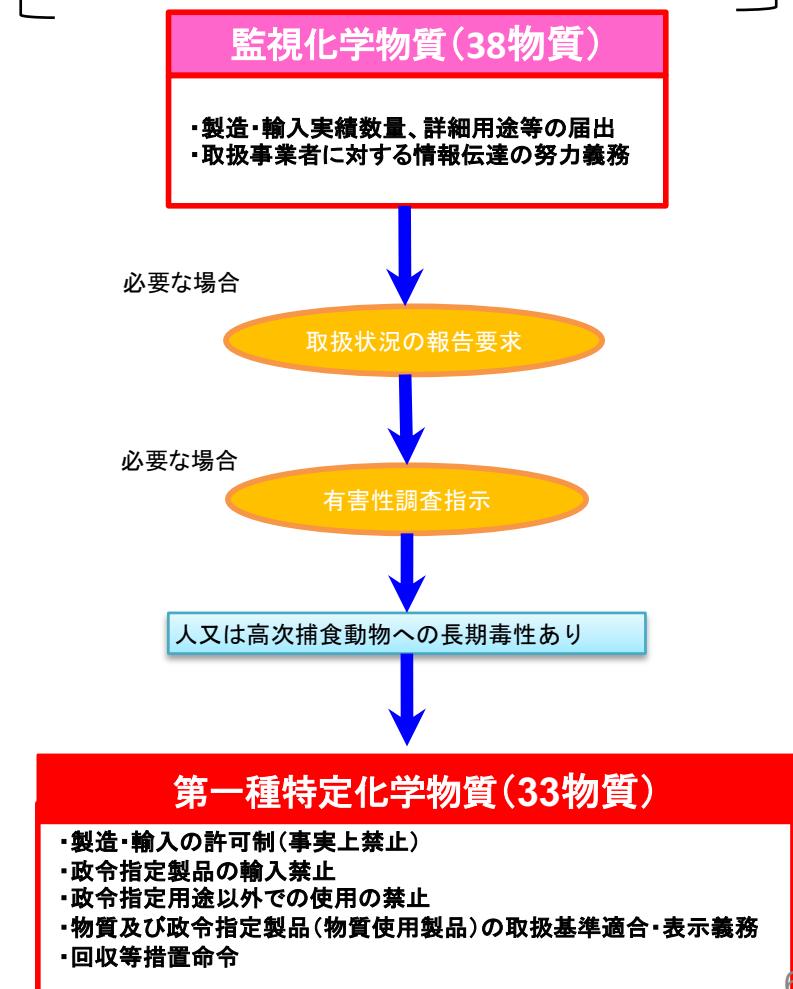
一般化学物質等のスクリーニング評価・リスク評価

一般化学物質等(約28,000物質)
(既存化学物質／新規審査済み化学物質／特定一般(新規)化学物質等)

※物質数は平成31年1月時点



難分解・高蓄積性ありで、
人又は高次捕食動物への長期毒性が不明な場合



② 化審法の施行状況

- 平成28年9月の化学物質審査小委員会において、化審法におけるWSSD2020年目標の具体化に向けて、具体的なイメージと方策をとりまとめた。

化審法における2020年目標の具体化について

～化審法におけるリスク管理が2020年までに達成すべき具体的なイメージ、目標とロードマップ～

- 「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方」（平成24年）での言及

2020年目標の達成に向けて、国際的な動向を踏まえながら、**2020年までに**人又は生活環境動植物への
著しいリスクがあると認められる優先評価化学物質を特定するためのリスク評価を行い、
著しいリスクがあると判明したものを第二種特定化学物質に指定した上で、化審法に基づき必要な規制措置を講じることとする。
また、2020年以降も、我が国が国際的な化学物質管理をけん引するため、その時点までに著しいリスクがあると判明しなかった優先評価化学物質について、引き続き必要に応じてリスク評価を進め、必要性が認められれば早急に第二種特定化学物質に追加指定する。

具体的イメージ

2020年までに

科学的な信頼性のある有害性データが得られている物質について

- スクリーニング評価をひととおり終え
- 人の健康又は生活環境動植物への長期毒性を有し、かつ相当広範な地域でリスクが懸念される状況
であると判明したものを第二種特定化学物質に指定する

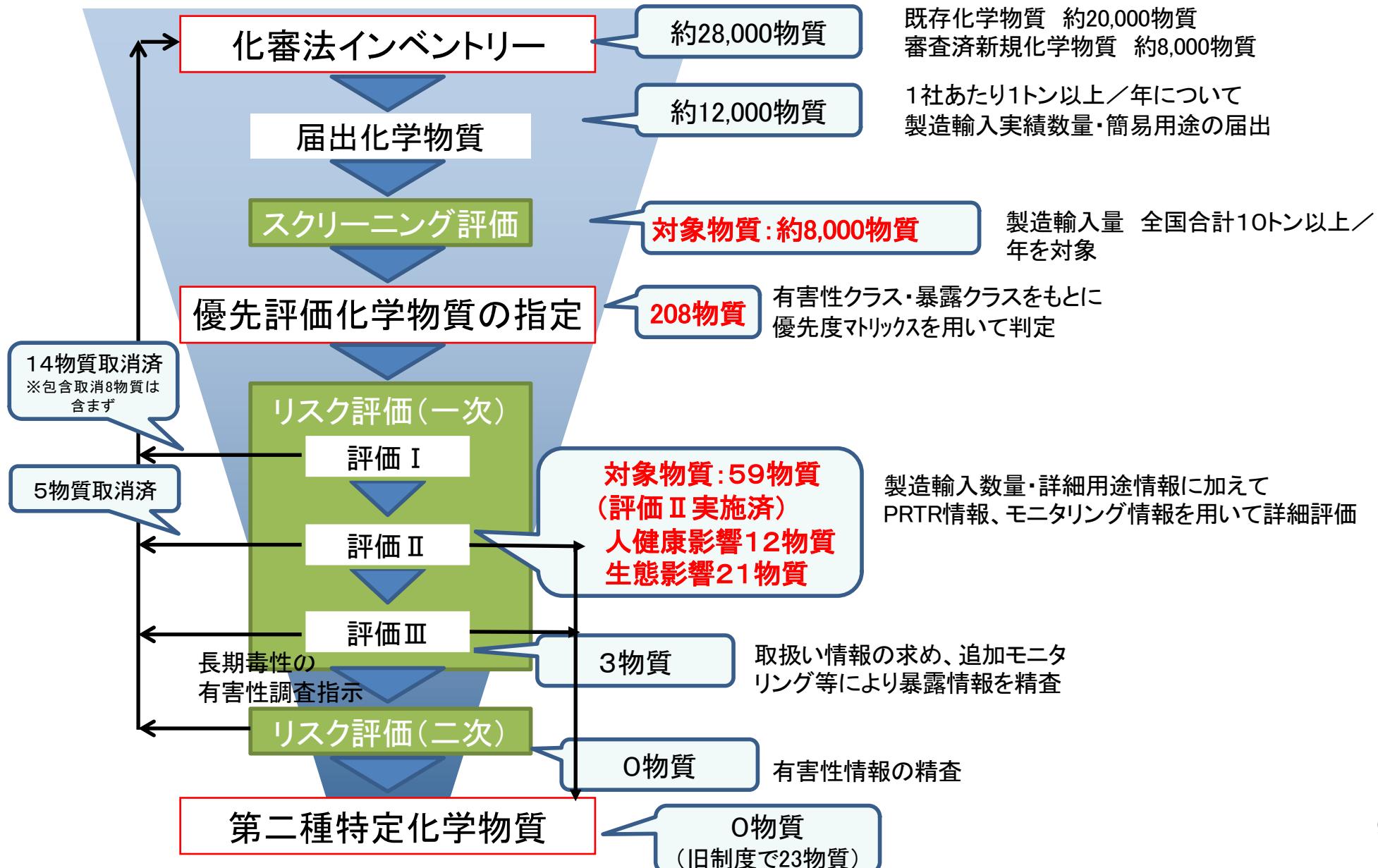
評価を行うためのデータが得られなかった物質について

- 評価を行える目処が立っている

化審法のスクリーニング評価・リスク評価

※平成31年1月時点

段階的なリスク評価



化審法のスクリーニング評価結果（人健康）

		人健康に係る有害性が付与された一般化学物質数 ^{※1※4}					合計	
有害性クラス		1	2	3	4	外		
		有害性評価値						
暴露クラス ^{※2}		設定なし ^{※3}	0.005mg/kg/day 以下	0.005mg/kg/da y超 0.05mg/kg/day 以下	0.05mg/kg/day 超 0.5mg/kg/day 以下	0.5mg/kg/day 超		
環境排出量	10,000t超					1	1	
	10,000t以下 1,000t超				2	4	6	
	1,000t以下 100t超	3		7	7	8	25	
	100t以下 10t超	2	31	35	20	31	119	
	10t以下 1t超	17	11	20	11	17	76	
	1t以下	14	17	23	12	14	80	
合計		36	59	85	52	75	307	

→〇物質を優先評価化学物質に指定(生態の観点で指定される物質とは別の物質)

※1 CAS、旧二監ベースの物質数、暴露クラスは分解性を考慮したものである。

※2 暴露クラスは平成27年度の製造輸入数量及び出荷数量に基づき算出した。

※3 発がん性、変異原性があるとされている物質である。

※4 本表には未公示新規化学物質5物質は含まれていない。

化審法のスクリーニング評価結果（生態）

		生態に係る有害性が付与された一般化学物質数※1					合計	
有害性クラス		1	2	3	4	外		
暴露クラス		PNEC						
		0.001mg/L以下	0.001mg/L超 0.01mg/L以下	0.01mg/L超 0.1mg/L以下	0.1mg/L超 1mg/L以下	1mg/L超		
1	10,000t超						1 1	
2	10,000t以下 1,000t超				2	3 5		
3	1,000t以下 100t超		1	6	6 10 23			
4	100t以下 10t超	1	31	29	21 23 105			
5	10t以下 1t超	15	11	25	10 22 83			
外	1t以下	15	15	22	11 12 75			
合計		31	58	82	50 71 292			

→5物質を優先評価化学物質に指定(人健康の観点で指定される物質とは別の物質)

※1 CAS、旧三監ベースの物質数、暴露クラスは分解性を考慮したものである。

※2 暴露クラスは平成27年度の製造輸入数量及び出荷数量に基づき算出した。

優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱの状況

- 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱは、平成26年度は3物質、平成27年度は7物質、平成28年度は9物質、平成29年度は7物質※¹、平成30年度は6物質を実施し、これまでに計32物質(人健康影響11物質、生態影響21物質※²、人健康影響、生態影響同時評価1物質)を実施済み。
- これまでの評価を踏まえて優先評価化学物質としての指定を取り消すこととされた物質は5物質。

※1その他有害性評価に関する議論を2物質実施、※2リスク評価の進捗状況の報告を行った物質も含む

評価書審議日	物質名	評価の観点	評価結果(概要)	今後の対応
H29.6.25	トリクロロイソシアヌル酸	生態	・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・今後、イソシアヌル酸の環境モニタリングによる実測データを収集することとする。	評価Ⅱを継続
H29.11.24	デカナー1-オール	生態	・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・今後、デカナー1-オールの環境モニタリングによる実測データを収集することとする。	評価Ⅱを継続
H30.1.18	フェノブカルブ	生態	・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・今後、フェノブカルブの環境モニタリングによる実測データを収集することとする。	評価Ⅱ継続
	N, N-ジメチルホルムアミド	人健康	・PRTR情報に基づく排出量上位事業者に対してリスク評価の結果を通知し、自主的取組を促し、排出状況の改善を確認したうえで優先の取消を行う。	取組確認後取消
H30.3.23	エチレンオキシド	人健康	・評価Ⅲに進め、有害性評価値を超過したモニタリング地点周辺で周辺にPRTR届出事業所が確認できない多数地点の状況を確認。 ・他法令に等における対応状況を確認。	評価Ⅲ
	ジクロロイソシアヌル酸 ナトリウム(トリクロロイソシアヌル酸と合算し再評価)	生態	・魚類の慢性毒性について検討する。 ・今後、イソシアヌル酸の環境モニタリングによる実測データを収集することとする。	評価Ⅱ継続
	アミンオキシド	生態	・不確実性に寄与する要因(物理化学的性状の設定、排出量の設定など)の分析を実施し、不確実性を効果的に適限できる項目から検討する。	評価Ⅱ継続

優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱの状況

評価書審議日	物質名	評価の観点	評価結果(概要)	今後の対応
H30.7.13	安息香酸ベンジル	生態	・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・今後、環境モニタリングによる実測データを収集することとする。	評価Ⅱを継続
H30.7.13 H30.9.21	アニリン	人健康	・現在推計される暴露濃度ではアニリンによる環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められない。 ・アニリンは生態影響の観点からはリスク評価(一次)評価Ⅰ継続中であるため、引き続き優先評価化学物質とする。	評価Ⅰを継続
	アクリル酸	生態	PRTR情報による排出量上位事業者に対してリスク評価の状況を周知しつつ、発生源及び環境モニタリングに不確実性があることから、リスク評価(一次)評価Ⅲに進め、排出実態を把握するとともに、環境モニタリングによる実測データの収集等を行った上で、必要な措置を検討することとする。	評価Ⅲ
H30.9.21	二硫化炭素	人健康・生態	・PRTR情報に基づく排出量上位事業者に対してリスク評価の結果を通知し、自主的取組を促し、排出状況の改善を確認したうえで優先の取消を行う。	取組確認後取消
H31.1.18	ピペラジン	人健康	・得られた知見から、平成30年9月に、二硫化炭素は良分解性であるとの判定がなされたため、PDTKの優先評価化学物質の指定根拠が失われた。そのため、二硫化炭素を除いた変化物であるピペラジンの有害性クラスとPDTKの暴露クラスを用いて、改めてスクリーニング評価を行った結果、優先度「高」との判定に変わりはないことが確認された。 ・使用、排出及び分解の実態を考慮してリスク評価(一次)評価Ⅰを実施することとする。	評価Ⅰを継続
	ステアルアミド	生態	・現在推計される暴露濃度では、環境の汚染により広範な地域での生活環境動植物の生息もしくは生育に係る被害を生ずるおそれがないとはいえないと考えられる。 ・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・界面活性作用を有する物質のリスク評価手法(環境中挙動に係る物理化学的性状データの扱い、環境中濃度推計手法、底生生物のリスク評価手法等)を整理、検討して再評価するとともに、環境中濃度が相対的に高いと推計される地域の環境モニタリングによる実測データを収集することとする。	評価Ⅱ継続

有害性情報の報告について（化審法第41条第1項及び第2項）

- **化審法第41条第1項及び第2項**において、化学物質の製造・輸入事業者が、製造・輸入した化学物質に関して、化審法の審査項目に係る試験や調査を通じて難分解性、高蓄積性、人や動植物に対する毒性などの一定の有害性を示す情報を得たときには、**国へ報告することが義務づけられている。**

＜報告すべき知見（例）＞

1. 藻類成長阻害試験

- 半数影響濃度が10mg/L以下であるもの
- 無影響濃度が1mg/L以下であるもの
- その他毒性学的に重要な影響がみられたもの

2. ミジンコ急性遊泳阻害試験

- 半数影響濃度が10mg/L以下であるもの
- その他毒性学的に重要な影響がみられたもの

3. 魚類急性毒性試験

- 半数致死濃度が10mg/L以下であるもの
- その他毒性学的に重要な影響がみられたもの

	平成25～29年累積報告件数
分解性	592件
蓄積性	101件
物化性状	29件
人健康毒性	415件
生態毒性	259件

※ 平成30年1月時点

化審法第62条

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第41条第1項(同条第2項において準用する場合を含む)の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をした者

リスク評価(一次)評価Ⅱに用いる有害性情報の提供のお願い

- 環境省では、リスク評価(一次)評価Ⅱにおいて、より多くの有害性情報の活用を可能とすることにより、生態影響に係る有害性評価の不確実性の低減をはかることとしている。
- 収集された生態影響に関する有害性情報については、専門家により、予測無影響濃度(PNEC)の根拠として使用可能なものか否かを技術ガイダンスに従って信頼性評価を行い、信頼性のあるものと認められるものは、PNECの算出において活用。
- 事業者の皆様におかれましては、生態影響に係る有害性情報の提供に御協力いただきますよう、よろしくお願ひしたい。

- ③ 改正化審法の施行状況
 - (1) 毒性が強い化学物質管理の見直し
 - (2) 審査特例制度の見直し

③ 改正化審法の施行状況

- (1) 毒性が強い化学物質管理の見直し
- (2) 審査特例制度の見直し

毒性が強い化学物質管理の見直しの必要性

- 近年、新規化学物質の審査において、人の健康や動植物の生息等に与える毒性が強いため、環境中に排出される場合にはリスクが顕在化する可能性のあるものの、環境への排出量が非常に小さい化学物質が散見されている。



- しかし、このような化学物質であっても、環境への排出量が小さければ、一定の規制措置が課される優先評価化学物質には相当せず、一般化学物質として製造・輸入数量の届出義務が課されているにすぎず、現行の化審法では十分に措置することができない。

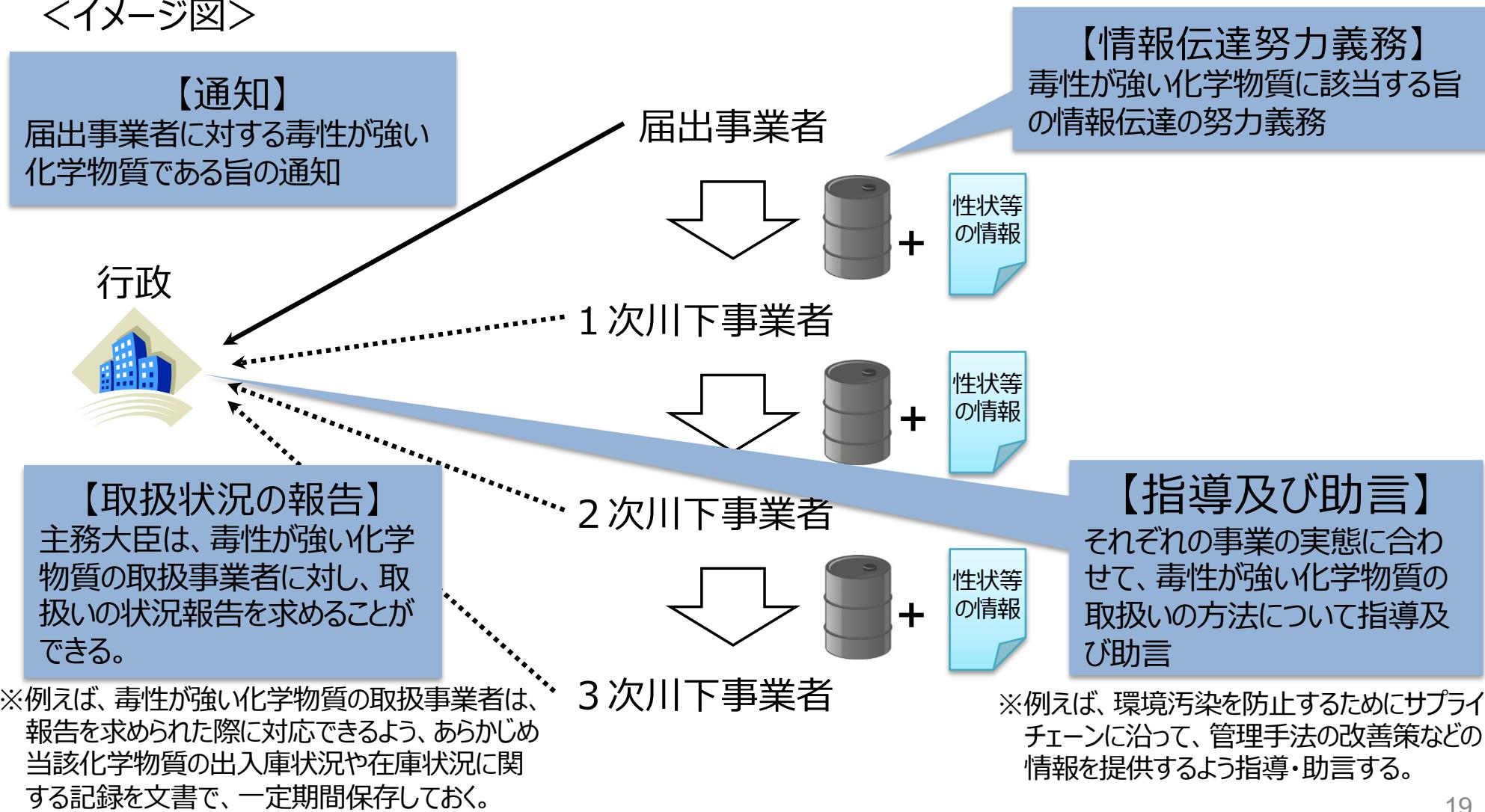


- そこで、このような毒性が強い化学物質について、不用意に排出されないよう事業者に適切な取扱いを促す措置を講ずる必要がある。

毒性が強い化学物質管理の見直し

毒性が強い化学物質を取り扱う事業者に注意を促すため、事業者による情報伝達の努力義務、事業者に対する国による指導及び助言等の権限を創設した。

＜イメージ図＞



特定新規化学物質の判定基準

通常の新規化学物質審査時に届け出られた試験データから判定。

●人健康影響に関する特定新規化学物質の判定基準

	判定基準
一般毒性又は生殖発生毒性	有害性評価値 0.0005mg/kg/day 以下
変異原性	細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験又はマウスリンフォーマTK試験について、片方が強い陽性であり、もう片方が陽性以上（陽性又は強い陽性）

●生態影響に関する特定新規化学物質の判定基準

PNEC導出に用いる試験結果	判定基準
3種の慢性毒性試験結果がある場合	3×10^{-4} mg/L 以下
2種の慢性毒性試験結果がある場合	3×10^{-5} mg/L 以下
1種の慢性毒性試験結果がある場合	3×10^{-5} mg/L 以下

上記判定基準に基づき、平成30年度には**2物質(人健康影響:1物質、生態影響:1物質)**を特定新規化学物質として判定した。

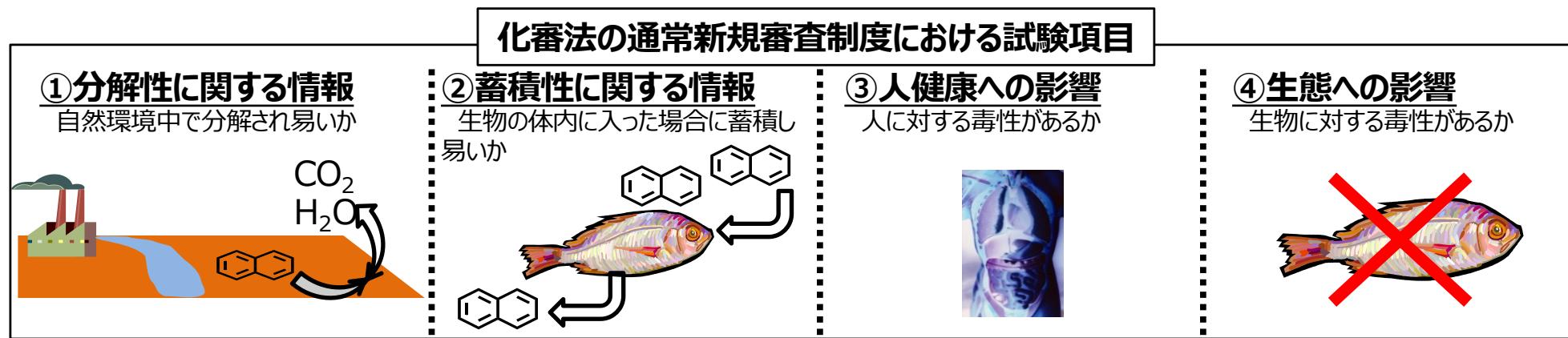
③ 改正化審法の施行状況

- (1) 毒性が強い化学物質管理の見直し
- (2) 審査特例制度の見直し

新規化学物質の審査制度（旧制度）

（1）通常新規審査制度

- 新規の化学物質を製造又は輸入しようとする者は、国に事前に届出をする。
- 国はその届け出られた新規化学物質の性状（分解性、蓄積性、人健康・生態への毒性を有するものであるか否か）を審査し、その結果に応じた規制を行う。



（2）審査特例制度

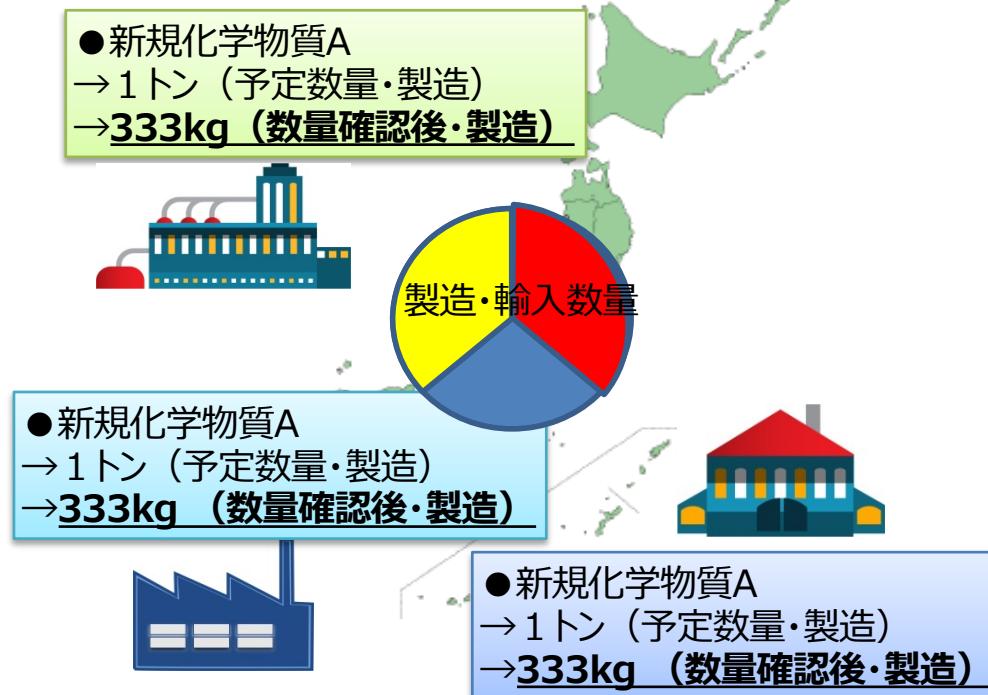
- 製造・輸入数量が一定以下の新規化学物質については、特例として、上記審査の一部又は全部が免除され、数量の確認等を経て、製造輸入できる。
- 同様の審査特例制度は欧米にも存在するが、我が国には独自の国内総量規制が存在するため国による確認数量の調整が発生することがある。

	審査を要する有害性項目	個社上限	国内総量上限
少量新規制度	なし	1トン (製造・輸入量)	1トン (製造・輸入量)
低生産量新規制度	分解性・蓄積性 (毒性は不要)	10トン (製造・輸入量)	10トン (製造・輸入量)

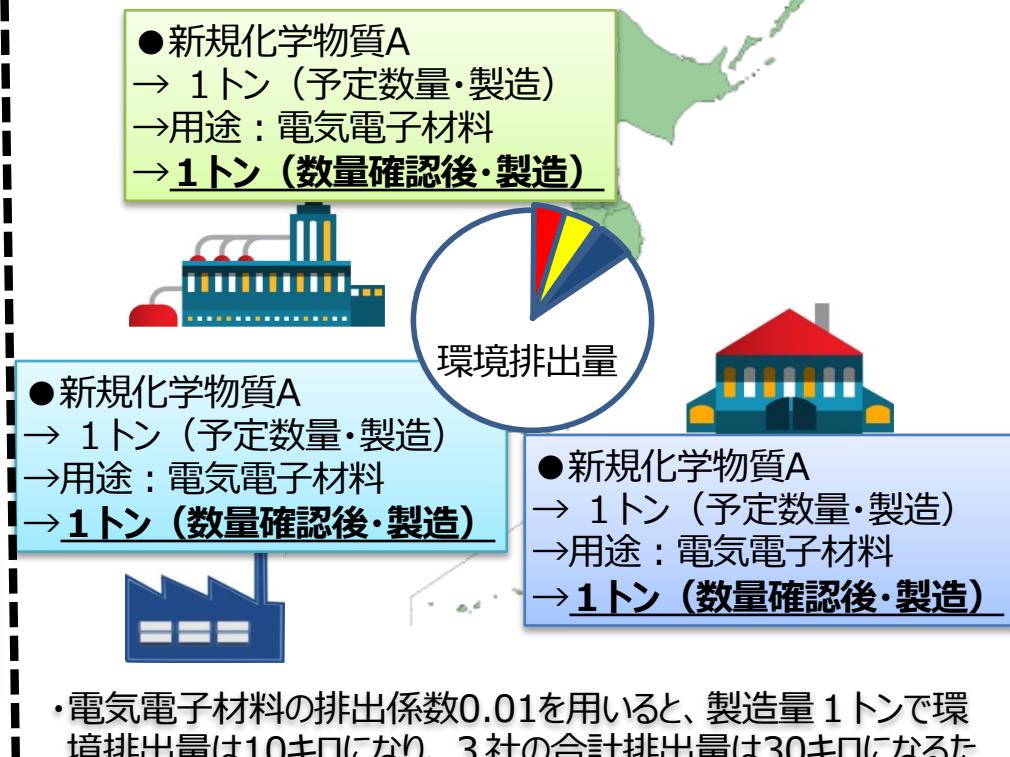
審査特例制度の見直し

- 用途別の「排出係数」を活用し、安全性の確保を前提に、より合理的な規制体系に見直す。
- 具体的には、審査特例制度の国内総量規制について、製造・輸入数量から、環境排出量（製造・輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量）に変更する。

変更前：国内総量規制（製造・輸入数量）



変更後：国内総量規制（環境排出量）



<改正法施行（平成31年1月1日）以降の変更点>

- ✓ 用途確認を行うための用途証明書の提出が追加で必要となる。
- ✓ 用途を考慮した排出係数を活用することで、数量調整が減少。

運用の変更点（用途証明書）

- 平成29年6月の法改正により、全国数量上限が製造・輸入数量から環境排出量(製造・輸入数量×用途別排出係数)に変更され、申出物質の用途の確認が必要になった。
- そのため、申出の際に、原則として用途が特定できる「使用者」が作成した用途を証明する書類(用途証明書)の添付が必要となる。

□ 用途証明書の例

- 事業者間で締結している売買契約書、品質保証書、納品書等
- 用途を限定特記したSDSに、申出物質の使用者が署名押印した書類
- 用途確認書ひな形(※1)

□ 必須の記載事項

- 用途証明書の宛先(社名、部署、担当責任者氏名)
- 新規化学物質又は新規化学物質が含有されている商品の名称、用途番号、用途分類(※2)
- 使用者(社名、部署、担当責任者氏名、住所)

□ 用途証明書を作成する者

新規化学物質又はその調合品が48分類のいずれかの用途に使われることを特定できる使用者。
原則、工業的に使用する調合品、又は家庭用・業務用で使用する製品を製造する者。

(※1) 平成30年7月27日付け化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する審査特例制度の申出において添付する用途証明書について(お知らせ)

(※2) 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数(平成30年9月14日厚生労働省・経済産業省・環境省告示第12号)

運用の変更点（申出方法の多様化・電子化）

- 少額新規については、電子申出を従来の年4回から年10回受付に増加。また、光ディスクの郵送による申出を可能とし、年4回受付を新設。
- 低生産については、電子申出及び光ディスクの郵送による申出を新設。
- 従来3月のみ受け付けていた、前年度以前に判定を受けている物質の数量確認について、年度途中の確認を受け付けることに変更。

少額新規	申出期間			受付
	第1回	第2回以降	回数	
電子申出	1月20日～30日	4月～12月 (1日から10日)	10回	e-Gov
光ディスク申出	1月20日～30日	6、9、12月 (5営業日)	4回	郵送
書面申出	1月20日～30日	6、9、12月 (5営業日)	4回	窓口

低生産	申出期間			受付
	第1回	第2回以降	回数	
電子申出	3月1日～10日	4月～翌年3月	13回	e-Gov
光ディスク申出	3月1日～10日	4月～翌年3月	13回	郵送
書面申出	3月1日～10日	4月～翌年3月	13回	郵送

④ POPs条約への対応

ストックホルム条約（POPs条約）の概要

○ 目的

- 毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質（POPs）から人の健康及び環境の保護を図ることを目的

○ 各国が講ずべき事項

- 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、廃絶するための措置
- 意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置
- POPsを含有する在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置
- これらの対策に関する国内実施計画の策定と実施 他

○ 主な条項

- 第8条：附屬書A（廃絶）、B（制限）、C（意図的でない生成）への化学物質の掲載
- 第11条：研究、開発及び監視（国内外における環境モニタリングの実施）
- 第12条：技術援助（開発途上国等からの要請に応じて技術援助を提供）
- 第16条：有効性の評価（モニタリングデータを活用した条約の対策面での有効性の評価を実施）

POPs条約対象物質

2009年COP4で9物質群追加

2011年COP5で1物質追加

2013年COP6で1物質追加

2015年COP7で3物質追加

2017年COP8で2物質追加

- ・ヘキサクロロタジエンはCOP8で非意図的生成に追加
- ・ダイオキシン、ジベンゾフランを除き第一種特定化学物質に指定されている。

非意図的生成

農薬・殺虫剤

アルドリン

ディルドリン

エンドリン

ヘプタクロル

トキサフェン

リンデン

ペンタクロロフェノールとその塩
及びエステル類

ダイオキシン ジベンゾフラン

ヘキサクロロベンゼン

ペンタクロロベンゼン

クロルデン DDT

マイレックス α-HCH

クロルデコン β-HCH

エンドスルファン

工業化学品

PCB

ポリ塩化ナフタレン

ヘキサクロロタジエン*

テトラ・ペンタBDE

ヘキサ・ヘプタBDE

HBCD (難燃剤)

PFOS及びその塩・PFOSF

デカブロモジフェニルエーテル

短鎖塩素化パラフィン (SCCP)

化審法第一種特定化学物質への指定

- OPOPsに指定された化学物質は、毒性・難分解性・生物蓄積性・長距離移動性を有する。
- 当該化学物質は化審法の第一種特定化学物質の要件である分解性、蓄積性及び毒性を有するものとして取り扱われる。



既に附属書Aに掲げられている化学物質と同様に
化審法の第一種特定化学物質に指定することが適當

化審法に基づく第一種特定化学物質に係る所要の措置

- ① 製造・輸入の許可及び使用の制限
- ② 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限
- ③ 例外的に許容される用途での使用(エッセンシャルユース)
- ④ 第一種特定化学物質の指定等に伴う回収等措置命令

DecaBDE及びSCCPに対する化審法上の所要の措置

製造・輸入については原則禁止

物質名	左記物質が使用されている場合に輸入することができない製品	例外的に許容される用途での使用(エッセンシャルユース)	回収等措置命令
—. —' 一オキシビス(二・三・四・五・六・ペンタブロモベンゼン)(別名デカブロモジフェニルエーテル。)	<ul style="list-style-type: none">防炎性能を与えるための処理をした生地生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤接着剤及びシーリング用の充填料防炎性能を与えるための処理をした床敷物防炎性能を与えるための処理をしたカーテン防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり	全ての用途における使用の禁止	将来の環境リスクを推計、評価した結果、現時点で得られている情報からは、製品の回収等の追加措置を講ずる必要性は認められない。
ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。)(別名SCCP)	<ul style="list-style-type: none">潤滑油、切削油及び作動油生地に防炎性能を与えるための調整添加剤樹脂用又はゴム用の可塑剤塗料(防水性かつ難燃性のものに限る。)接着剤及びシーリング用の充填料皮革用の加脂剤	全ての用途における使用の禁止	将来の環境リスクを推計、評価した結果、現時点で得られている情報からは、製品の回収等の追加措置を講ずる必要性は認められない。

POPs条約に係る今後の見込み

PFOAとその塩及びPFOA関連物質については、2019年4月29日～5月10日に開催予定のCOP9において議論され、廃絶対象物質（附属書A）に追加される見込み。また、PFHxSについては2019年9月30日～10月4日に開催予定のPOPRC15において、リスク管理書（附属書F）について議論される見込み。

物質名	主な用途	平成30年9月のPOPRC14における決定事項
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤、泡消化薬剤等	<ul style="list-style-type: none">リスク管理書案について承認され、附属書Aへ追加することを、本年4月から5月にかけて開催されるCOP9に勧告することが決まった。
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤、泡消火薬剤等	<ul style="list-style-type: none">リスクプロファイル案について承認され、毒性・難分解性・生物蓄積性・長距離移動性を有する事が認められた。次回のPOPRC15において、リスク管理書について議論されることが決定した。

⑤ その他

化学物質国際対応ネットワーク

設立趣旨

化学産業や化学物質のユーザー企業、環境省はじめ関係省庁が、業界や省庁の垣根を越えてオールジャパンで化学物質規制制度への対応を実施していくために、平成19年7月26日に設立されました。

活動内容

- 各主体間における情報共有と連携強化
- 海外の行政官や専門家等によるセミナーの開催
- コラム、メールマガジンの発行

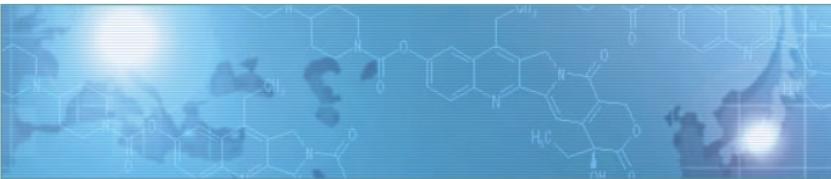
参加団体

- 309団体が参加
(2019年1月現在)

[Network for Strategic Response on International Chemical Management](http://chemical-net.env.go.jp/)

[Link to main body](#) [Sitemap](#) [Japanese](#)

Network for Strategic Response on International Chemical Management TOP



Welcome to the website of the Network for Strategic Response on International Chemical Management! The Network for Strategic Response on International Chemical Management was established on July 26, 2007. The objectives of the network are to improve the level of understanding chemical management; to enhance the capability of industry and other concerned parties to respond to initiatives in foreign countries on chemical management, such as REACH in Europe; and to accelerate the effort for international harmonization. Any organization can participate in the network as long as it agrees to the network's objectives.

CONTENTS

- [What is the "Network for Strategic Response on International Chemical Management"?](#)
- [Participating Organizations](#)
- [Legislations on Chemicals in the EU, USA, China and South Korea](#)
- [Seminar and Workshop](#)
- [FAQ on Responses to International Chemical Management](#)
- [Useful links](#)

Tips from the Expert
(Japanese Only)

Network Application Form
(Japanese Only)

Mail-Magazine
(Japanese Only)

The Banner of the Secretary Group

AsahiKASEI ASAHI KASEI CORPORATION	OECC	kao	環境省 Ministry of the Environment
経済産業省 METI	厚生労働省	KOKUYO	SUMITOMO CHEMICAL
NAGASE	NISSAN MOTOR COMPANY	FUJITSU	Mitsui Chemicals

海外の行政官や専門家を招いたセミナーの開催

- 2006年度より、環境省及び化学物質国際対応ネットワーク主催で、海外の行政官や専門家を日本に招いて事業者向けのセミナーを開催。
- 平成30年度はベトナム天然資源環境省ベトナム環境総局及びベトナム商工省ベトナム化学品庁より行政官を招いて「ベトナムにおける化学物質管理政策最新動向セミナー」を開催。
- 来年度も、同様に海外から行政官等を招いて、化学物質管理政策最新動向セミナーを開催する予定。

(参考)これまでセミナーを開催した国
EU、中国、韓国、米国(EPAなど)、カナダ、ベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン等

下記URLに過去に開催したセミナーの資料等を掲載。
URL: <http://chemical-net.env.go.jp/seminar.html>

環境省化学物質情報検索支援システム(ケミココ)

□ ケミココとは

化学物質の性質や有害性などについて知りたい方のために、化学物質情報の検索を支援するサイト。

信頼できるデータベースにリンクしており、現在、約2200物質の詳細な情報へのリンクがある。

□ ケミココの特徴

- 記憶が曖昧な化学物質の名前からも、CAS番号からも検索できる。
- 環境関連の法律で対象となるいる化学物質の一覧を表示できる。
- 公的機関が提供している信頼性の高いデータベースにリンク。

 **ケミココ chemi coco** 環境省 化学物質情報検索支援システム
ここから探せる 化学物質情報

HOME | 法から調べる | 化学物質外部リンク集 | リクエストフォーム

▶ 化学物質情報検索 | 検索

▶ 法令・適用区分から検索 | 法令を選択して下さい | 適用区分を選択して下さい | 検索

▶ 身の回りの製品から検索 | 製品を選択して下さい | 検索




このサイトは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に係る化学物質の性質や有害性などについて知りたい方のために、化学物質の名前を元に、信頼できるデータベースに掲載されている情報を直接リンクする、化学物質の検索を支援するサイトです。「化学物質の名前の記憶が曖昧」、あるいは「名前を部分的にしか覚えてない」という場合でも、化学物質の専門的な知識がなくても検索できます。



 化学物質から検索

- いちばん上に表示されている検索ボックスに「検索キーワード」を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。キーワードは化学物質名、化学物質に関する番号です。

お知らせ | RSS

2019年01月28日 | 化学物質審査等専門員の公募について（環境省化学物質審査室）

2019年01月10日 | (国研)国立環境研究所「化学物質データベースWebkis-Plus」のリニューアルについて

2017年05月09日 | サーバーメンテナンスに伴うホームページ閲覧制限について

2017年01月27日 | Internet Explorerでエラー画面が表示される現象について

2016年09月27日 | MOCA（モカ）に関する情報

お知らせ一覧はこちら

 外部データベース等のリスト
ケミココの情報提供にご協力いただいているデータベース等を紹介しています。

URL : <http://www.chemicoco.go.jp/>

御清聴ありがとうございました。